

支給開始年齢	性別	生年月日
61歳	男性	昭和28年4月2日～昭和30年4月1日
	女性	昭和33年4月2日～昭和35年4月1日

いよいよ、平成25年4月以降に60歳になる昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれの男性から、国の年金の支給開始年齢が**61歳**に引き上げられました。つまり61歳にならないと年金が支給されないで、60歳時点では、年金空白(無年金)期間が生じることになります。

年金の支給開始年齢は、平成6年、平成12年に年金改正で行われ、それまでの60歳支給開始から65歳支給開始へと大変激しい改正を行ったため、緩和措置が講じられました。この激変緩和措置は、60歳から支給される老齢厚生年金を「特別支給の老齢厚生年金」として、3年ごとに1歳ずつ段階的に受給開始年齢を65歳へ引き上げるというものです。

「定額部分」と「報酬比例部分」

「特別支給の老齢厚生年金」は、「定額部分」と「報酬比例部分」から成り、「定額部分」は、厚生年金の加入期間に応じて決まる年金で、65歳になると「老齢基礎年金」に切り替わります。「報酬比例部分」は、厚生年金の加入期間と報酬に応じて決まる年金で、65歳から「本来の老齢厚生年金」に切り替わる年金です。

受給開始年齢の引き上げスケジュールでは、すでに男性の「定額部分」は65歳から支給の「老齢基礎年金」に切り替わり、いよいよ25年4月から男性の「報酬比例部分」の支給開始年齢が、60歳から65歳へ引き上げが開始されたわけです。なお女性の場合は、5年遅れで始まります。

つまり、平成25年度以降60歳に達する男性(女性は平成30年度)から、60歳代前半に国の年金がまったく受けられない期間が生じることになるわけです。その年金空白期間の対策として「繰上げ制度」があります。

「繰上げ制度」は、報酬比例部分の受給開始年齢が61歳から64歳に引き上げられる人が、その年齢前に老齢厚生年金の請求をすることができる制度で、これを利用すると60歳からでも年金を受給できます。

「繰上げ制度」の注意点

ただし、以下のような注意点があります。①年金額は、60歳から65歳の請求年齢に応じた減額率で本来の年金額より減額になり、65歳以降も減額率は適用になる。②老齢厚生年金を繰上げ請求すると老齢基礎年金も繰上げ請求しなければならないので、老齢基礎年金も減額率から減額になる。③いったん繰上げ請求すると取り消しはできない。④繰上げ請求後、原則として障害基礎年金は受けられない。⑤寡婦年金の受給権者が老齢基礎年金を繰上げ請求すると寡婦年金が失権する。寿命が延びてくると繰上げ請求による生涯減額のリスクは大きくなるので、十分考慮して行いましょう。

暮らしのマネープラン相談センター 所長
サティファイドファイナンシャルプランナー



高橋 昌子



SBI証券のEXPRESS口座

開設はこちらへ

最短、翌日から取引可能!

(口座開設料・管理料は無料です)



FPサポート研究所

<http://www.fpsl.co.jp/>

検索



証券 投資

あなたの暮らしと財産を守るパートナー
株式会社 FPサポート研究所

金沢市此花町3-2ライブ1ビル1F ☎076-232-2038

●株式会社エフピーサポート研究所(金融商品仲介業者)登録番号:北陸財務局長(金仲)第2号 ●当社は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。●当社は、金融商品仲介業に関して、お客様から直接、金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。●所属金融商品取引業者 株式会社SBI証券 登録番号:関東財務局長(金商)第44号 ●加入協会:日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会